

議第4号

市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について

平成30年3月市議会定例会に提案する教育委員会に係る議案について、市長から意見を求められたため、鶴岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第6号）第1条第1項の規定により、議決を求める。

平成30年2月15日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 加藤 忍

議第5号

平成30年度教育委員会基本方針について

平成30年度教育委員会基本方針について、別紙のとおり決定するものとする。

平成30年2月15日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 加藤 忍

平成30年度鶴岡市教育委員会基本方針

○平成30年度鶴岡市のめざす教育

鶴岡市は、庄内平野、赤川、出羽三山、朝日連峰、日本海など、美しく実り豊かな自然に恵まれ、城下町として、あるいは、全国でも有数の稲作地帯として、長い歴史の中で人を育て、文化を生み出し、産業を興し、豊かな地域を築きつつ、今日まで発展してきました。

このような歴史・文化・風土を精神的な支えとして、鶴岡市教育委員会は、第6次山形県教育振興計画をふまえつつ、本市総合計画のめざす都市像『人 暮らし 自然 みんないきいき 心 やすらぐ文化をつむぐ悠久のまち 鶴岡』の実現をめざします。

そのために、学校・家庭・地域社会がお互いに心を通わせながら学びの教育環境を整え、それぞれの機能を発揮し、個々人の人格の完成をめざし、「教育目標」を設定して、その実現に努めます。

《教育目標》

ふるさと鶴岡を愛する、いのち輝く人間の育成

《教育方針》

- 1 逞しさ・優しさ・賢さを育む学校教育の推進
- 2 多様な学習活動を支援する環境づくりの推進
- 3 豊かな感性を高める文化の振興
- 4 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の推進

平成30年度鶴岡市教育委員会重点施策

1 逞しさ・優しさ・賢さを育む学校教育の推進

本市は、藩校「致道館」の教育の理念である「自学自修」「天性重視」「心身鍛練」を大切にした教育風土を受け継いできました。

引き続きその精神を大切にしながら、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって学び続ける人間の育成をめざし、学校・家庭・地域社会がお互いの役割を明確にして、地域に信頼され支持される学校づくりに努めます。

そのために、子ども一人一人が安心して生活できる学校環境づくりを進めるとともに、変化の激しい社会を生き抜く意欲あふれる子どもを育てる学校教育の推進を図ります。

また、人間性豊かな子どもの育成のために、学校教育の振興に必要な施設設備の整備に努め、円滑な学校経営を推進します。

学校給食については、栄養のバランスがとれた安全でおいしい給食の提供により心身ともに健やかな子どもの成長を育むとともに、望ましい食習慣の育成と地産地消の推進や食文化創造都市にふさわしい食育・食文化の継承に努めます。

(1) 教職員の資質向上と心かよい笑顔あふれる元気な学校づくりの推進

① 学習指導要領をふまえた実践、今日的教育課題に対する取組

- ア 教育研修所事業の推進（教育講演会、授業づくり研修、夏季研修講座、各ブロック研修事業、授業研交流等）
- イ 教育指導事業（初任者研修・経験者研修、小学校外国語活動研修）
- ウ 学校経営訪問、計画訪問、要請訪問等による指導
- エ 小・中教科書整備事業（教師用教科書・指導書、指導資料等の整備）
- オ 新聞活用教育研究モデル事業

② 各学校の創意工夫を生かした特色ある学校経営の推進

- ア 特色ある学校づくり推進事業（外部人材の積極的な活用、体験活動の充実）

③ サービスの厳正と綱紀の保持に向けた職員研修の改善充実

- ア 校長会議での適切な資料提示と校内研修の促進

(2) 子ども一人一人が意欲的に取り組む学習指導の充実

① 「わかる・できる」楽しい授業づくりの推進

- ア 教育指導事業（授業づくり研修）
- イ 校内授業研究会の充実
- ウ 科学技術教育振興事業

② 基礎・基本の確実な定着と指導方法や評価を工夫した学習指導の推進

- ア ブロック研修会の実施
- イ 小・中教科書整備事業（教師用教科書・指導書・指導資料等の措置）
- ウ ICT機器やデジタル教材等を活用した指導方法の工夫

③ 子どもの心を豊かにし、多様な学習を可能にする図書館利用の推進

- ア 図書館活用に向けた校内体制と図書館環境の整備

④ 地域理解・国際理解教育の推進と外国語教育の充実

- ア 特色ある学校づくり推進事業（地域人材活用、地域を知り先人に学ぶ地域学習等）
- イ 外国語教育振興（ALT・外国語アシスタントの派遣、小・中・高の連携による外国語

活動・英語教育の推進等)

(3) 社会力と思いやりの心を育てる教育活動の充実および「生き方指導」の推進

- ① 他への思いやりの心を行動化する教育の推進
 - ア 教育活動全体を通じた道徳教育の推進
 - イ 鶴岡市子ども像の意識化と実践力の推進
- ② 「いじめ」・「不登校」の発生予防と的確な対応等、生徒指導の充実
 - ア 教育相談・適応指導事業（教育相談センター適応指導教室の充実）
 - イ 学校いじめ防止基本方針を踏まえた取組の充実（未然防止・具体的対応・重大事態時の組織対応等）
 - ウ Q-U「楽しい学校生活を送るためのアンケート」の実施による、いじめ・不登校等の発見や予防、温かな学級集団づくりへの活用
 - エ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
- ③ 地域学習や体験的な学習の推進による「ふるさと鶴岡」を愛する心を育む教育の充実
 - ア 特色ある学校づくり推進事業（総合的な学習の時間、生活科、学校行事等への支援）
 - イ 「親子で楽しむ庄内論語」の継続活用
 - ウ 加茂水族館入館料、致道博物館入館料補助事業
 - エ 小学校スキー学習等支援事業
 - オ 「学区内地域学習」推進事業（統合校）
 - カ 志のある中学生のための「鶴岡チャレンジ塾」
 - キ 大鳥自然の家での体験活動支援（スクールバス）

(4) 自他のいのちを大切にし、健康でたくましい子どもを育てる保健・安全指導の充実

- ① 児童生徒の危険予測・回避能力の育成と危機管理体制の充実
 - ア 学校安全、交通安全、災害安全に関する指導の充実
 - イ 安全点検、避難訓練等の充実と危機管理マニュアル等の改善工夫
 - ウ 緊急時対応に向けた体制整備（食物アレルギー・AED・避難所開設等）
- ② 「いのちの教育」の推進
 - ア 教育指導事業（自尊感情の育成による自他のいのちを大切にす指導の充実）
- ③ 家庭・地域と連携した望ましい生活習慣の確立および組織的な安全体制づくりの推進
 - ア PTAとの連携・協力による生活習慣づくりの推進
 - イ 児童・生徒総合安全対策推進事業（見守り隊への支援）
 - ウ 地域ぐるみの学校安全体制整備事業（地域安全学校指導員の配置）

(5) 個の教育的ニーズに応じた特別支援教育と組織体制の充実

- ① 専門家チームによる巡回相談の充実
 - ア 特別支援教育充実事業、教育相談・適応指導事業
- ② 特別支援教育に関する専門的指導者の養成と人材活用
 - ア 特別支援教育講座（ベーシック・初級・中級・上級）の実施
 - イ 特別支援教育コーディネーター連絡会の開催（年2回）
- ③ 特別支援教育に関わる校内委員会の機能強化と個別の支援体制の充実
 - ア 学校教育支援員・合理的配慮協力員の継続配置
 - イ 個別の支援計画および指導計画に基づいた校内体制による適切な支援
- ④ 家庭との連携による将来を見据えた継続的な就学支援の充実
 - ア 個に対応した適正な就学支援の推進
 - イ 関係機関との連携による就学相談の実施
 - ウ 保護者対象の就学相談会の実施（6月、8月）

- (6) 家庭教育との連携推進により、基本的な生活習慣の確立を図る幼児教育の充実
 - ① 幼・保・小連携による研修の充実
 - ア 幼児教育振興事業（幼児教育連絡協議会、幼保小1年担任者研修会等）
 - ② 家庭の教育力向上に向けた研修の充実
- (7) 心豊かで思いやりのある青少年の育成と地域の教育力の活性化推進
 - ① 青少年を取り巻く環境の浄化及び健全な心身の育成
 - ア 青少年育成センター運営事業（街頭指導・相談業務等）
 - ② 地域社会における青少年育成活動の推進
 - ア 青少年健全育成事業（青少年育成市民会議、青少年育成推進員連絡協議会）
- (8) 健やかな成長を育む学校給食づくり
 - ① 望ましい食生活や食に関する知識を身につける食教育の充実
 - ア 学校訪問による栄養指導の実施
 - ② 学校・家庭との連携による給食内容の充実
 - ア 給食だより、ミニガイド情報、ホームページ、公式フェイスブックを活用した情報の発信
 - イ 献立作成委員会の開催
 - ③ 食育と地産地消の推進
 - ア 地域の食文化を取り入れた郷土食や行事食の実施
 - イ 「鶴岡市食育・地産地消計画」に示された新たな数値目標の達成にむけた地場産品の積極的な使用
 - ウ ユネスコ食文化創造都市にふさわしい、鶴岡市の食育・食文化の具現化
 - エ 生産者や浜の伝道師による講話、実演、交流給食の推進
 - ④ 衛生管理と事故防止の徹底
 - ア 安全衛生基準の厳守と食物アレルギー及び異物混入対応マニュアルの徹底
 - イ 安全衛生研修会の開催と業者訪問（衛生指導）などの実施
 - ウ 食材の安全性の確認
 - ⑤ 給食業務の効率化の推進
 - ア 調理業務・搬送業務等の民間委託の継続
 - イ 効率的な業務運営等の検討
 - ⑥ 給食費未納対策の強化
 - ア 給食費の適切な管理と納付相談の実施
 - ⑦ 施設・設備等の更新及び修繕
 - ア 老朽化した機械の計画的な更新及び修繕
 - イ 食缶・食器等の計画的な更新
- (9) 教育環境の整備充実
 - ① 教育環境に配慮した学校改築・改修の促進
 - ア 鶴岡第三中学校改築事業
 - イ 大規模改修事業
 - ② 学校施設の適切な維持管理
 - ア 小学校・中学校の既存施設の長寿命化に向けた営繕改良の実施
 - イ 非構造部材に係る耐震補強の計画的推進
 - ウ 学校施設の維持管理経費の節減に向けた省エネルギーの推進
 - エ 快適な学校生活を送るため洋式トイレ化の促進
 - ③ 教育活動に係る教材・教具等の整備促進
 - ア 各教科の教材・教具物品、学校図書等の整備充実

- ④ 通学対策の整備促進
 - ア スクールバスの運行の確保及び通学費の助成
 - イ スクールバスの計画的な整備・更新
 - ウ 通学時の安全確保に向けた関係機関・団体等との連携の強化
- ⑤ 学校施設の利活用に係る管財業務の拡充
 - ア 学童保育・放課後子ども教室への対応
 - イ 学校開放事業の適切な実施
 - ウ 学校統合による閉校校舎等の活用方法の検討
- ⑥ 修学資金の貸与と返還支援
 - ア 鶴岡市育英奨学資金の運営と利用促進
 - イ 山形県若者定着奨学金返還支援事業の推進

(10) 学校適正配置の検討

- ① 児童数の減少等にかかる学校適正配置の検討
- ② 統合後アンケートの実施、情報共有、課題解決のための地域懇談会等の開催

2 多様な学習活動を支援する環境づくりの推進

市民一人ひとりの生涯にわたる学びの環境を整え、日常生活や地域づくりの課題に取り組む機会を提供します。さらに、地域の歴史や文化などの学習を通し、自らの地域に対する誇りを醸成します。

また、地域全体で子どもを見守り、子育て家庭を支援していく意識づくりを進めるとともに、子どもたちに本市の豊かな自然環境のなかでの多様な学びや体験の場を設け、感性豊かな心身ともに元気で逞しい子どもの育成を図ります。

そのために、公民館や図書館等の社会教育施設及びコミュニティセンター等において、職員の体制整備や資質向上を図りながら、地域資源の活用をはじめ、地域特性をふまえた多様で体系的な学習事業の充実と学びの成果を発揮する機会の提供に努めます。

また、市民と地域社会のニーズに応じた様々な学習情報を提供し、世代を超えて市民が楽しく学習、交流するとともに、地域づくりを支える学習活動の拠点づくりを推進します。

(1) 社会教育施策の充実と社会教育関係団体への支援

- ① 社会教育委員会議の開催
- ② 社会教育関係団体の活動支援（PTA連合会・婦人団体 他）
- ③ 社会教育関係職員の研修の充実

(2) 市民の学習を促進する社会教育事業の展開

- ① 生涯学習振興事業
 - ア 生涯学習講座の開催
 - イ 学習情報の提供
- ② 家庭教育推進事業
 - ア 学校、社会教育施設等における家庭教育支援講座の開催
 - イ 地域子育て推進講演会の開催
 - ウ P T A 研修事業の支援

- エ ブックスタート事業の実施
- ③ 青少年教育事業
 - ア 地域の資源を活かした学習事業、体験事業の充実
 - イ 大鳥自然の家における野外学習活動等の推進
- ④ 学校・家庭・地域連携協働推進事業
 - ア 地域学校協働本部の推進
 - イ 放課後子ども教室の実施
- ⑤ 住民が主体となった学習活動の支援
 - ア コミュニティ推進団体等への学習支援
 - イ コミュニティ推進団体職員、生涯学習推進員等の研修の支援
- (3) 生涯学習社会に対応する図書館づくりと地域に根ざした郷土資料館づくり
 - ① 鶴岡市子ども読書活動推進計画の推進
 - ア 学校との連携による子ども読書活動推進事業の実施
 - イ 保育園、幼稚園、その他各読書推進団体との連携・協力
 - ウ 読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備・充実
 - エ 子どもの読書活動に対する理解啓発と情報発信
 - ② 図書館事業の充実
 - ア 市民の学習ニーズ等に応える図書資料の収集・充実
 - イ 市民の読書活動の推進及びボランティアの育成・支援
 - ウ 読書感想文、読書感想画、手づくり絵本・紙芝居コンクール等の実施
 - エ 郷土への理解と地域文化の振興
 - オ 自動車文庫「やまびこ号」の運行
 - カ 学校図書館等への支援
 - キ 図書館サービスの充実
 - ク 施設環境の整備
 - ③ 郷土資料館事業の充実
 - ア 郷土史の調査・研究のための史料の収集と整理・活用
 - イ 地域の情報拠点としての事業の推進
 - ウ 所蔵史料の利用促進
 - エ 郷土愛の育成と地域文化の振興
- (4) 生涯学習の魅力ある拠点づくり
 - ① 中央公民館事業の充実
 - ア 魅力ある講座等の実施と地域支援（市民講座、市民大学講座、地域講座等）
 - イ 子どもたちの多様な学習体験の促進（少年少女古典素読教室等）
 - ウ 生涯学習団体等の活動支援（中公サークル連絡会及び女性センター登録サークル連絡協議会活動、文化祭等）
 - エ 芸術文化活動等の推進（新春文化展、市民ギャラリー等）
 - オ 勤労青年を対象とした学習・交流の推進（青年スクール等）
 - カ 視聴覚学習の推進（視聴覚機材・教材貸出しの広域連携等）
 - キ 天文学習及びプラネタリウム活用の推進（天文移動教室、プラネタリウム一般公開、天文ボランティア活動への支援等）
 - ク 視聴覚専門部会活動の支援（小中学校校内放送講習会、大人映画会等）
 - ケ 女性センター事業の推進（各種学習講座、職業支援講座、家庭支援講座等）
 - ② コミュニティセンター、地域活動センター及び生涯学習センターにおける生涯学習の推進

- ア 地域住民のニーズに応じた各種講座、交流事業等の実施にかかる支援
- イ 地域課題に対する学習活動等の実施にかかる支援
- ウ 各施設における教育・学習活動の奨励、情報提供及び指導

3 豊かな感性を高める文化の振興

優れた芸術文化の創造と鑑賞機会の充実、歴史に育まれた伝統文化の継承と文化財の保存・活用を図りながら、地域文化の振興に努めます。

(1) 創造性を育む芸術文化活動の振興

① 芸術文化振興事業

- ア 鶴岡市芸術祭の開催、各地域文化祭、芸術祭の開催
- イ 博物館展示事業への支援
- ウ 山形交響楽団演奏会の開催
- エ 小、中学生楽器講習会の開催
- オ 芸術文化協会の運営への支援

② 高山樗牛顕彰事業

- ア 高山樗牛賞の授賞（高山樗牛賞・高山樗牛奨励賞）

(2) 歴史に育まれた伝統文化と文化財の保存・活用

① 文化財管理保存事業

- ア 指定文化財の保存管理に係る指導・支援
- イ 国指定史跡松ヶ岡開墾場蚕室等の保存修理
- ウ 市指定文化財大宝館の保存修理
- エ 指定文化財保存修理事業への支援
- オ 未指定文化財の調査
- カ 文化財愛護思想の普及啓発

② 致道館管理運営事業

- ア 史跡の保存管理と藩校資料の一般公開の推進

③ 大宝館管理運営事業

- ア 文化財建造物の保存管理と郷土出身人物の紹介・顕彰

④ 旧遠藤家管理運営事業

- ア 文化財建造物の保存管理と一般公開の推進

⑤ 丸岡城跡史跡公園管理事業

- ア 史跡公園の適正な保全管理の推進
- イ ガイダンス施設（市指定文化財日向家住宅）の一般公開の推進

⑥ 埋蔵文化財調査事業

- ア 埋蔵文化財の分布調査、開発事業との調整
- イ 出土品の分類・整理・保存
- ウ 埋蔵文化財保護思想の普及啓発

⑦ 民俗芸能等の保存伝承

- ア 民俗芸能・伝統行事の保存伝承支援

(3) 文化活動の中核施設の整備・充実

- ① 文化会館管理運営事業
 - ア 「支える 育てる 高める」未来につなぐ芸術文化の拠点の実現に向けた取組の推進
 - イ 舞台芸術等を中心とした市民の多様な芸術文化活動の支援
 - ウ 未来の芸術文化の担い手の育成
 - エ 優れた芸術文化の鑑賞機会の提供
 - オ 芸術文化を通じて交流できる場、にぎわいへとつながる事業の創出
- ② 鶴岡アートフォーラムの管理運営事業
 - ア 展示系拠点施設としての機能充実の推進
 - イ 展示事業（市民ギャラリー事業、自主企画展示、郷土芸術に関する展示等）の推進
 - ウ 学習・普及事業（児童生徒の芸術学習、各種制作講座、普及啓発事業等）の推進
- ③ 東田川文化記念館の管理運営事業
 - ア 文化財建造物の保存管理と明治ホールコンサートや各種文化事業の推進
- ④ 温海ふれあいセンターの管理運営事業
 - ア 舞台発表など文化活動施設としての機能充実の推進
- (4) 文化資源の保存・研究基盤の整備
 - ① 文化資料調査事業
 - ア 文化資料の調査並びに保存活用方法の検討
 - イ 公益性の高い歴史資料、文化資源に関する調査研究活動の促進
 - ② 藤沢周平記念館管理運営事業
 - ア 藤沢周平氏の作品世界と生涯を紹介するための展示活動とソフト事業の実施
 - イ 藤沢周平氏生誕90年特別企画展の実施
 - ウ 藤沢文学を入口とした地域の文化・風土への道案内や情報発信の実施

4 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の推進

市民の誰もが年間を通してそれぞれの体力や年齢、目的に応じて、スポーツ・レクリエーション活動に親しめる生涯スポーツの推進を図り、一人ひとりが健康の保持・増進を通じて、生きがいのある生活の実現と心通い合う地域社会の形成に努めます。

さらに、市民に大きな感動と活力を与える競技スポーツの推進や、スポーツによるコミュニティづくりや地域活性化を進めます。

そのためには、誰もが安全・安心に利用できるスポーツ施設の環境整備を進めるとともに、充実した管理運営に努めます。

また本市におけるスポーツ推進の基本的指針となるスポーツ推進計画については、国の第2期スポーツ基本計画を見据え、年度内に見直しを行います。

(1) 誰もが楽しめる生涯スポーツの推進

- ① ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
 - ア スポーツに親しむきっかけづくりの推進
 - イ 日常的なスポーツ習慣化のための「チャレンジデー」の実施
 - ウ 地域・学区・地区体育協会等主催スポーツ行事の開催支援
 - エ 全ての市民が安心してスポーツ・レクリエーションに親しめる環境整備
 - オ 「てくてく健康里山あるき」等ウォーキング事業の充実
 - カ 「市民登山」の開催支援

- キ 地域性を活かしたスポーツ活動の支援
- ク 安全なスポーツ活動実施のための研修会等の開催支援
- ケ 障害者スポーツの普及促進
- ② 子どものスポーツ機会の充実
 - ア 子どもの発達過程を踏まえた身体活動の促進
 - イ 子どもの体力向上に向けた普及啓発
 - ウ 子どもが運動に親しむ場の創出
 - エ 学校における体育授業の充実
 - オ 外部指導者の活用等運動部活動の充実
 - カ 安全なスポーツ活動実施のための指導
 - キ 鶴岡市スポーツ少年団活動の支援
 - ク 「子ども夢スポーツフェスティバル in 鶴岡」の開催
- ③ 市民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備
 - ア 総合型地域スポーツクラブの活動・自立支援
 - イ スポーツ関係団体との連携によるスポーツ指導者の養成と資質の向上
 - ウ スポーツ推進委員の資質の向上
- (2) 感動と活力を与える競技スポーツの推進
 - ① 競技力向上に向けた人材養成
 - ア 鶴岡市体育協会及び鶴岡市スポーツ強化後援会等の活動支援
 - イ 国際大会や全国大会で活躍できる選手の育成強化と指導者の養成
 - ウ 競技団体等における審判員の資質向上に向けた取組みへの支援
 - エ 「山形県スポーツタレント発掘事業」への協力
 - オ 競技水準の高い各種競技大会の開催支援と協力体制の確立
 - カ スポーツ活動における暴力行為の根絶に向けた啓発
 - キ 山形県縦断駅伝競走大会鶴岡田川チームの支援
 - ② 競技力向上を支える環境の整備
 - ア 全国大会・東北大会等が開催可能となるスポーツ施設の整備
 - イ 競技ルール改正等に対応した施設機能の充実
- (3) 誰もが安全安心に利用できるスポーツ施設の環境整備
 - ① スポーツ施設の有効活用と整備推進
 - ア 既存スポーツ施設機能の維持向上
 - イ 天候や四季を問わず利用できる屋内多目的運動施設の整備促進
 - ウ 障害者や高齢者等が安全安心に利用できる施設環境づくりの推進
 - エ 建築基準法等に沿った耐震化対策の推進
 - オ 地域の拠点施設の整備充実
 - カ 市民ニーズに沿った施設設備の整備充実
 - キ 利用ニーズに対応したトレーニングルームの整備充実
 - ② スポーツ施設の管理運営の充実
 - ア 指定管理者制度の導入による適正かつ効率的な管理運営の推進
 - イ 学校体育施設の有効活用の推進
 - ウ 施設使用料の適正負担の推進
 - エ 鼠ヶ関マリーナの適切な管理運営
- (4) 地域に活力を生み出すスポーツ環境の充実
 - ① スポーツを通じたコミュニティづくりの推進

- ア スポーツボランティア活動の普及促進
- イ 地域・地区・学区体育協会の活動支援
- ウ スポーツ表彰制度によるスポーツ活動の推進
- エ 「鶴岡市民総合体育大会」の開催支援
- オ 「鶴岡市駅伝競走大会」の開催
- カ スポーツ団体の組織運営への指導促進
- ② スポーツによる地域づくりと活性化
 - ア 全国大会・東北大会等の開催誘致
 - イ (一社)日本ウォーキング協会公認「みんなで歩こう!里山あるき」の開催
 - ウ 「ジャパンソフトバレーボール鶴岡フェスティバル」の開催
 - エ 「国際ノルディックウォーク in 鶴岡」の開催
 - オ 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けたホストタウン事業の推進
 - カ 競技団体等の合宿誘致の推進
 - キ スポーツに係る国際的な交流の推進
 - ク 「公益社団法人山形県スポーツ振興21世紀協会」との連携
 - ケ プロスポーツとの連携と活動支援
- ③ トップスポーツと地域スポーツとの連携・協働の推進
 - ア トップアスリート等優れた指導者の活用推進
 - イ 人材の好循環サイクル確立への協力

◎ 市民ニーズや実態と時代の要請を踏まえた教育行政の推進

教育施策の内容を広くお知らせし、市民の意向が反映する教育委員会運営を目指すとともに、教育委員会各課の相互連携、危機管理体制の強化や、職員の資質向上のための研修の実施など、教育行政の充実を図ります。

- (1) 教育行政に関する情報発信と市民意向の反映
 - ① 的確な教育行政情報の提供
 - ア 教育広報の発行(市内全戸配布)
 - イ 教育概要「つるおかの教育」の発行
 - ウ ホームページによる情報の提供と発信
 - ② 社会動向、市民意向の反映
 - ア 各種懇談会などの機会をとらえての市民ニーズの集約と反映
 - イ 社会動向を踏まえた制度改革、運営手法の見直し
- (2) 各課の連携強化と危機管理体制の構築
 - ① 各課・各機関・各施設と関係団体等との連携強化による適切で効果的な業務推進
 - ② 災害、事件、事故等の未然防止のための組織的危機管理体制の構築
 - ③ 災害時の避難所となる学校の建築防災設備の整備
- (3) 職員の資質向上と健康管理
 - ① 職種の異なる職員が、新しい情報や技術の進歩に対応し、それぞれの力を発揮出来る研修の実施や支援
 - ア 学校等技能職員研修会の開催
 - イ 小中学校図書館担当事務職員への支援
 - ② 職員の健康管理、職場倫理に対する意識啓発

(4) 教育課題に対する施策の調査・研究

- ① 小中一貫教育・中高一貫教育に関する調査・研究
- ② フリースクール（公設民営型等）に関する調査・研究

議第6号

鶴岡市公民館設置及び管理条例施行規則の一部改正について

鶴岡市公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年2月15日提出

鶴岡市教育委員会教育長 加藤 忍

鶴岡市公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

鶴岡市公民館設置及び管理条例施行規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

鶴岡市中央公民館設備等使用料

(1) 市民ホール設備・備品

	名称	単位	使用料		名称	単位	使用料	
照明装置	第1 ボーダーライト	1列	1,130円	音響装置	ピンワイヤレスマイクロホン	1本	790円	
	第2 ボーダーライト	〃	1,130円		エレベーターマイクロホン	〃	560円	
	アッパーホリゾンライト	〃	1,350円		拡声装置	一式	1,470円	
	ロアホリゾンライト	〃	1,350円		ステージスピーカー（大）	1台	560円	
	フットライト	〃	450円		ステージスピーカー（小）	〃	450円	
	センターピン	1台	730円		カセットテープレコーダー	〃	670円	
	第1 サスペンションライト	〃	110円		CDプレーヤー	〃	670円	
	第2 サスペンションライト	〃	110円		MDプレーヤー	〃	670円	
	第3 サスペンションライト	〃	110円		舞台装置	音響反射板	一式	2,570円
	サイドスポットライト	〃	110円			グランドピアノ	1台	6,160円
	フロントサイドスポットライト	〃	110円			平台	1枚	30円
	シーリングスポットライト	〃	110円			演台	1台	200円
	トーメンタルスポットライト	〃	110円			脇机（花台）	〃	100円
	スポットライト1kw	〃	110円	指揮台		〃	100円	
	スポットライト0.5kw	〃	50円	譜面台	〃	100円		
	クリンカラー（ライト用）	1枚	10円	司会台	〃	200円		
	星球	1列	560円	長机（舞台上のみ）	1基	100円		

音響装置	コンデンサーマイクロホン	1本	560円	映像装置	いす（舞台上のみ）	1脚	50円
	ダイナミックマイクロホン	〃	220円		16mm映写機（大）	1台	2,820円
	ワイヤレスマイクロホン	〃	790円		スクリーン	一式	410円

備考 使用料の算定においては、午前9時から正午まで、正午から午後5時まで、午後5時から午後10時までをそれぞれ1回とする（次号の表及び第3号の表において同じ。）。

(2) 大視聴覚室設備・備品

	名称	単位	使用料		名称	単位	使用料
照明装置	ボーダーライト	1列	730円	音響設備 映像装置 その他	拡声装置	一式	560円
	アッパーホリゾントライト	〃	730円		カセットテープレコーダー	1台	670円
	フットライト	〃	330円		CDプレーヤー	〃	670円
	サスペンションライト	1台	60円		スクリーン	一式	410円
	シーリングスポットライト	〃	60円		グランドピアノ	1台	2,570円
	展示用スポットライト	一式	330円		展示用パネル	1枚	30円
音響設備	ダイナミックマイクロホン	1本	220円	演台	1台	200円	
	ワイヤレスマイクロホン	〃	790円	脇机（花台）	〃	100円	
	ピンワイヤレスマイクロホン	〃	790円				

(3) 共用設備・備品

	名称	単位	使用料		名称	単位	使用料
映像装置	52型液晶テレビ	〃	450円	映像装置 その他	DVDプレーヤー	〃	220円
	16mm映写機	1台	1,130円		ブルーレイディスクレコーダー	〃	220円
	パーソナルコンピュータ用プロジェクター（1）	一式	3,950円		移動式スクリーン	一式	200円
	パーソナルコンピュータ用プロジェクター（2）	〃	1,130円		展示用パネル（足付）	1枚	10円
	パーソナルコンピュータ用プロジェクター（3）	〃	560円		レーザーポインター	1本	110円
	ビデオ用プロジェクター	〃	1,130円		携帯マイク	一式	790円
	スライド映写機（大）	1台	1,470円		持込電気器具	1kw	110円
	スライド映写機（小）	〃	790円		陶芸窯	1回	1,000円
	ビデオカセットレコーダー	〃	220円		ガスコンロ	1台（1時間）	100円

別表第2 鶴岡市櫛引公民館の項及び鶴岡市温海公民館の項を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。